九、不動建設興業株式会社に対する件

昭和三十八年(排)第四号

排　除　命　令

横浜市南区中里町六十番地

不動建設興業株式会社

右代表者　清　算　人　石　毛　春　治

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。なお、右の者に対し、同条第二項の規定による聴聞をするため、あらかじめ場所および期日を指定して聴聞の通知をしたが、同人は、正当の理由がないのに出頭しなかつた。

主　文

一、不動建設興業株式会社は、昭和三十七年十一月十一日から同月十三日までに行なつた住宅用地の取引に関する新聞折り込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)当該住宅用地は、取引終了後直ちに住宅を建築できる状態でないこと、(二)京浜急行井戸ヶ谷駅、国鉄横須賀線保土ヶ谷駅および当該住宅用地最寄のバス停留所から当該住宅用地までの徒歩による所要時間、(三)当該住宅用地には市営水道が引き込まれていないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合においては、当委員会は、この広告について指示するものとする。

二、同社は、今後、住宅用地の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

不動建設興業株式会社（以下「不動建設」という。）は、肩書地に本店を置き、同市中区翁町三丁目百三十六番地に営業所を設けて、宅地建物取引業を営む事業者である。

不動建設は、昭和三十七年十一月十一日から同月十三日までに行なう住宅用地の取引について、ビラ（別添写）を新聞販売店を通じて日刊新聞紙に折り込み、東京都および神奈川県内におけるこれら新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにより、不動建設は、同社が取引しようとする住宅用地は、取引の終了後直ちに住宅が建設できる状態であり、また、京浜急行井戸ケ谷駅および国鉄横須賀線保土ケ谷駅からそれぞれ徒歩七分および十六分の距離で、バス停留所の直前にあり、市営水道が完備しているかのように表示している。さらに、このビラに、当該住宅用地の購入者に対して住宅一軒を贈呈すると記載し、また、同社が宅地建物取引業法に基づく神奈川県知事の登録を受けているかのような表示もしている。

しかるに、当該住宅用地は、都市計画法に基づく都市計画区域であつて、建築基準法第六条に基づく確認を得なければ住宅を建築できない区域内にあるが、その一部にはがけ崩れがおこる危険があるなど法令で定める基準に照してもその造成工事が完全とはいえないので、前記の確認が得られないおそれがある。したがつて、取引終了後直ちに住宅が建築できる状態とはとうてい認められない。また、当該住宅用地から井戸ケ谷駅、保土ケ谷駅および当該住宅用地最寄のバス停留所である相模鉄道永田住宅前バス停留所までの

徒歩による所要時間は、それぞれ、約二十二分（約一・八キロメートル）、約二十八分（約二・三キロメートル）および約三分であり、また、同地には市営水道が布設されていない。さらに、同社に、当該住宅用地の購入者に対して住宅一軒を贈呈する準備があつたとは認められず、また、同社は、宅地建物取引業法に基づく登録は受けていない。

よつて、不動建設は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、不動建設の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号に該当し、同条の規定に違反する。

昭和三十八年四月四日

公正取引委員会

委員長　渡辺喜久造

委員　高坂正雄

委員　鈴木憲三

委員　石井幸一

委員　佐久間虎雄

創業20周年記念謝恩分譲

◎お買上の方に住宅一軒プレゼント(ハウス)贈呈

1区画～A. 35万　◎地目宅地

〃　～B. 40万　◎市営水道完備

〃　～C. 50万

所在～横浜市永田町1022

◎交通
- 京浜急行井戸ヶ谷駅より徒歩7分
- 横須賀線保土ヶ谷駅より〃16分
- 横浜駅よりバス便、バス停より徒歩0分

案内所　京浜急行 井戸ヶ谷駅前
横須賀線 保土ヶ谷駅前（東京より進行方向左側下車）
当日は社員が出張して現地迄の道順をお知らせ致します

日時　11日 12日 13日 の3日間（時間に拘らず無料御案内いたします）

御契約の明日より、贈呈のハウスでたのしい生活が出来ます。

今回に限り申込金二万円及（認印）御持参願います。

神奈川県知事登録
(1)第13116号
不動建設興業株式会社　TEL (68) 1247-8